

第7次本別町総合計画策定に向けた基本的な考え方

平成23年8月1日地方自治法の改正により基本構想の策定義務付け規定は廃止されましたが、自治体経営の核となる計画であり、各実施事業の指針となるものであることから引き続き作成を行う必要があると考えます。

また、人口減少、ひっ迫する財政状況などから総花的な計画ではなく、町の状況や課題を町民の方にもわかりやすく記載し、理解と協力を得られるような内容としたい考えです。

第6次本別町総合計画が、令和2年度に目標年次を迎えることから、本年度、より次期計画の策定を進めていきます。

1. 第7次総合計画策定の趣旨

現在の社会情勢及び行財政運営において長期的な事業単位までの計画策定は困難であることから5か年計画による重点施策も検討したところでありますが、著しく状況変化が生じた場合には計画の修正や見直しを行うこととし、10年間の長期的な視点に立って基本目標を位置づけます。

また、これまでブラックアウトや地震、風水害を経験した教訓から、町民の財産と命を守るため、危機管理体制を強化していくことも必要です。

2. 第7次総合計画の概要

(1) 構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

①基本構想

10年先の長期的視野に立ち、まちづくりの方向を示すとともに、それを達成するための施策の大綱を定めます。

②基本計画

基本構想に定めた施策の大綱を具体化するため、各分野の施策、事業について、現状と課題を明らかにし、まちづくり推進のための方策を体系的に定めます。計画は前期（令和3年度～7年度）と後期（令和8年度～12年度）の5か年度に分けて策定します。

③実施計画

基本計画に定めた施策の主要事業について、事業の熟度や緊急性、財政状況や国、北海道などの施策の動向を勘案しながら、3年間のローリングにより策定し、各事業の実施年度、事業内容、事業量を示します。

(2) 目標年次・計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、計画期間内に社会情勢等の変動により、策定時の見通しと著しい差異が生じた場合、必要に応じて計画の修正や見直しを行います。

(3) 策定のポイント

①町民の皆さんの参画

計画を実行していくには町民の皆さんの主体的な活動や協力が不可欠です。そのためには、計画を策定過程から町民の皆さんに参画をいただかなければなりません。策定審議会委員には無作為抽出による応募者、各種団体か

ら策定委員の推薦をいただきました。

計画の策定については行政が主導的に進めるのではなく、町民自らが学び、考え、町づくりへのご意見をいただき、可能なかぎり計画に反映して、目標達成のために実行していただくこととします。

②職員の参画

現在、町が置かれている状況を共有し、まちづくりの方向性の概念について認識を深められるよう、策定過程について情報共有を行っていきます。

第6次総合計画の総括では、現状の的確な把握と今後ありかたについて提言をいただき、今後のまちづくりについて策定審議会委員・町民の皆さんに広めていきます。

③計画書の構成

(1)現状と課題 (2)実行性ある基本計画 (3)施策・事業の体系化 (4)評価の仕組みの確立

④各種計画との整合

各分野における計画との整合を図り、行財政改革大綱（集中改革プラン）財政状況を鑑み、実効性のある計画とします。

3. 第7次総合計画策定の体制

(1) 策定審議会

本別町総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画策定審議会を設置、令和元年7月10日第1回目の策定審議会を開催し、総合計画基本構想、前期基本計画の策定について諮問します。

(2) 推進委員会策定委員会本別町総合計画推進委員会設置規程

本別町総合計画推進委員会設置規程に基づき、副町長を委員長とし、各課部局長で構成する推進委員会を設置し、策定審議会と連携し、総合計画（基本構想・基本計画）の調査審議を行う。

また、推進委員会には計画推進プロジェクト・チームを設置することができる。

4. 町議会への対応

策定の過程において、適宜、町議会に進捗状況を報告し、令和2年9月議会において、基本構想・基本計画を提案し議決を得るよう計画を策定します。

5. 現総合計画の総括

(1) 総括の目的

現行の本別町総合計画基本構想及び基本計画に記述されている内容の達成状況を確認・把握します。

本総括を第7次総合計画の策定の基礎資料として活用します。

(2) 総括の考え方

第6次総合計画後期基本計画を中心に総括を行います。

「第6次本別町総合計画後期基本計画施策別総括シート」により施策ナンバー毎に、「推進状況、成果について」「今後の動向・合理化」等について記入していただきます。